

裁 判 所	最高裁判所
事 件 番 号	令和5年（行ヒ）第108号
事 件 名	療養補償給付支給処分（不支給決定の変更決定）の取消、休業補償給付支給処分の取消請求上告事件
判決年月日	令和6年7月4日
判 示 事 項	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成28年法律第17号による改正前のもの）12条3項所定の制度の適用を受ける事業についてされた労働者災害補償保険法（令和2年法律第14号による改正前のもの）の規定による業務災害に関する保険給付の支給決定の取消訴訟と当該事業の事業主の原告適格
判 決 要 旨	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成28年法律第17号による改正前のもの）12条3項所定の事業の事業主は、当該事業についてされた労働者災害補償保険法（令和2年法律第14号による改正前のもの）の規定による業務災害に関する保険給付の支給決定の取消訴訟の原告適格を有しない。
事案の概要	本件は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成28年法律第17号による改正前のもの。以下「徴収法」という。）12条3項のいわゆるメリット制（事業主の保険料負担の公平性の確保と、労働災害防止努力の一層の促進を目的として、その事業場の労働災害の多寡に応じて、一定の範囲内で徴収法12条2項所定の労災保険率を増減させる制度）の適用を受ける事業の事業主（以下「特定事業主」という。）であるX（中小企業における特定保険業等を営む一般財団法人）の支局に勤務していたZが精神疾患を発症したことについて、札幌中央労働基準監督署長（処分行政庁）が労働者災害補償保険法（令和2年法律第14号による改正前のもの。以下「労災保険法」という。）に基づき療養補償給付及び休業補償給付の各支給処分（以下「本件各処分」という。）をしたことにつき、Xが、特定事業主は、自らの事業について、労災保険法の規定による業務災害に関する保険給付に係る支給決定（以下「労災支給処分」という。）がされた場合、同処分の法的効果により労働保険の保険料の納付義務の範囲が増大して直接具体的な不利益を被るおそれがあり、当該労災支給処分の取消しを求めるにつき、行政事件訴訟法9条1項が規定する「法律上の利益を有する者」に当たると主張して、本件各処分の取消しを求めた事案である。
訟 務 月 報	71巻4号